



安全ニュース

公益社団法人能代市シルバー人材センター 安全推進委員会

今年度も、「安全はすべてに優先する」・「安全無くして就業なし」を常に念頭に置き、会員の皆さまとセンターが一丸となって、皆さまが元気に、そして楽しく働ける環境づくりと安全就業の推進に取り組んでまいりましょう。

令和8年度 安全就業基本方針

- 1 就業前のKY（危険予知）活動を実践し、「安全はすべてに優先する」の基本理念のもと安全就業に努め、事故ゼロを目指します。
- 2 センター独自の安全ニュースを発行し、安全に関する情報提供と安全意識の向上に努めます。
- 3 安全パトロールは随時実施します。特に事故の多い草刈り作業については、繁忙期を中心に実施し、安全意識の向上と事故防止に努めます。
- 4 脚立やはしごの使用時はもちろん、枝切り作業の際にもヘルメットや安全帯の使用を徹底します。
- 5 夏季の作業においては、こまめな水分・塩分補給や適度な休憩を心がけ、熱中症の予防に努めましょう。
- 6 安全就業基準が守られない場合は、就業を中止または停止することがあります。

「安全就業のABC」できていますか？

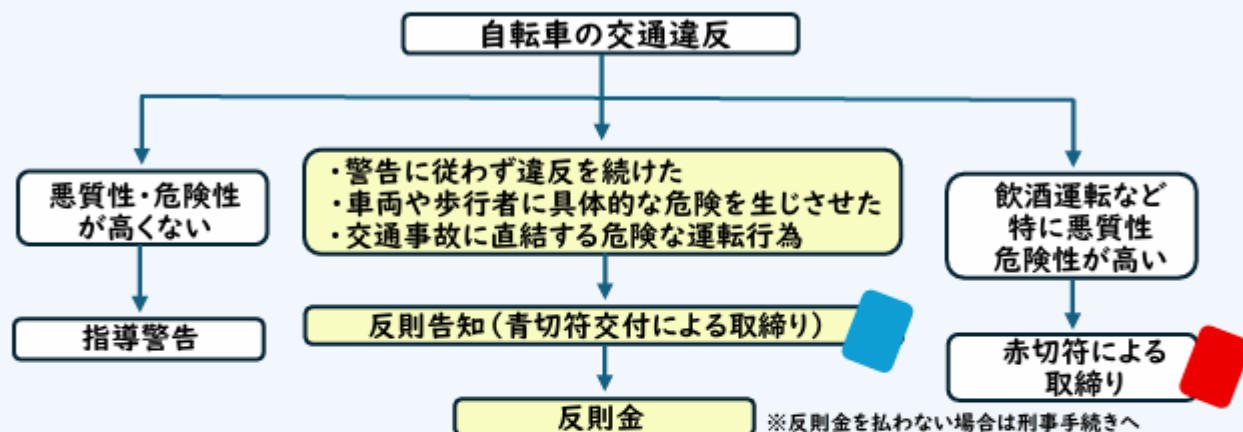


A…当たり前のことを
B…バカにしないで
C…ちゃんとする

山形市シルバー人材センターより

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは

▶ 交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事故が処理されます。この時発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。16歳以上の運転手が対象になります。自転車に関する交通ルールは変わりません。



全国で令和6年中に発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があるそうです。**自転車も車両の仲間**です。自転車の交通ルールを今一度確認し、安全運転を心がけましょう。

青切符により検挙される違反例

▶ 警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙の対象となります。

信号無視
6,000 円

一時不停止
5,000 円

右側通行（逆走）
6,000 円

携帯電話使用等（保持）
12,000 円



シルバー保険の対象となった事故のうち、自転車事故の多くは就業途上で発生しています。

令和6年度に発生した自転車事故は、1か月以上6か月未満の入院及び後遺障害事故が43件（転倒37件／交通事故6件）、重篤事故が10件（転倒3件／交通事故7件）で、そのうち**7件が死亡事故**でした。

交差点では無理な横断をしない

死亡事故の多くは、交差点での車両・バイクとの事故です。信号機や横断歩道のない交差点では特に、周囲の状況を十分確認し、無理な横断は避けて、できるだけ横断歩道を渡りましょう。（横断歩道は歩行者優先です）

対向する自転車や歩行者との接触に注意

令和6年度には、対向する自転車との接触事故が4件発生しており、令和5年度には歩行者との接触事故も起きています。また、接触には至らなかったものの、歩行者や自転車を避けようとして転倒する事故も起きています。

交通ルールを守り安全運転を

自転車は車道の左側通行が原則で、歩道では歩行者優先です。70歳以上の方などは例外として歩道通行が可能です。その場合も車道寄りを徐行し、わき見運転やスピードの出し過ぎに注意しましょう。縁石への乗り上げや側溝、段差などによる転倒にも十分注意し、ヘルメットを着用してください。